多度津町農業委員会議事録

令和3年2月19日午前8時56分より午前9時57分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議	案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議	案	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議	案	第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の決定について
議	案	第4号	青年等就農計画認定申請書等について
報	告		その他

出 席 状 況 出 席 委 員

農業委員(14名)

議	長	大	西	和	芳
職務代理者	皆 (2番)	土	田	敏	雄
職務代理者	皆 (3番)	Щ	﨑	義	行
4 智	 香委員	三	野	敏	彦
5 耆	香委員	横	關	幹	夫
6 耆	香委員	斯	波	明	美
7	 香委員	矢	野	和	幸
8 番	译委員	中	村		稔
9 番	译委員	秋	Щ	義	充
10智	 香委員	伊	達	和	博
1 1 1	香委員	Щ	崎	賢	三
1 2 智	 香委員	篠	原	壽	雄
1 3 智	 番委員	西	山	正	美
1 4 智	 番委員	細	Ш	清	二

農地利用最適化推進委員(8名)

1番委員	堀	家		徹
2番委員	眞	鍋	憲	明
3番委員	中	北		郎
4番委員	大	谷	泰	則
5番委員	山	地		文
6番委員	池	田		普
7番委員	村	井	文	数
8番委員	宮	武	良	充

欠 席 委 員

農業委員(0名)

農地利用最適化推進委員(0名)

農業委員会事務局職員

事務局長亀山佳久農地係長吉田清司主任主事中西祐太

事務局長おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開会いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

会長 失礼します。

改めまして、おはようございます。

立春も過ぎて、少し暖かくなるんかなと思いよったら、また寒くなりまして、そんな中、2月の定例会ということでご出席いただきましてありがとうございます。

田んぼのほうを見渡しましたら、麦の状況ですけども、もう端から 年末にかけて暖かい日が続いたということで心配もしておりました し、また年が明けては若干冷え込みがあったかなというようなこと で、いい状況になるんかなというふうに思っておりましたけども、や はりまだいろいろなことも影響しまして、いろいろ聞いてますと、や っぱり成長が早く、ちょっと伸び過ぎかなというふうにも思われてる ところかと思います。

また、町内の野菜の状況ですけども、2月に入ってアスパラガスも 出荷が始まりまして、ここに来て町内の販売高の上位3品種、ミニトマト、ブロッコリー、そしてアスパラガスというふうなことで、上位の3品種が出そろったというふうな形になっとるかと思います。

今日の定例会ですけれども、この定例会終了後、先月お話が出ておりました無断転用のことでいろいろご意見がありましたので、それらの勉強会というか、ちょっと言い方が適切ではないかと思いますけども、事務局のほうからそれらの関係につきまして、共々お勉強していきたいなというふうに思いますので、大変お忙しい中かと思いますけど、終了後ちょっと時間をいただきたいなというふうに考えております。

そういったところで、本日の定例会、議案審議を行いたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。ありがとうございました。

事務局長ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、本日は農業委員14 人中14人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6 条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立し ていることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議 規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっています ので、大西会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは最初に、本日の署名委員さんをご指名させていただきたい と思います。

8番の中村委員さん、それから9番の秋山委員さん、よろしくお願いたしたいと思います。

続いて、昨日の小委員会の報告を伊達委員さんのほうからよろしく お願いいたしたいと思います。

10番委員

皆さん、おはようございます。

昨日の小委員会の報告をさせていただきたいと思います。

議案第1号から議案第4号まで、その中で、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について現地確認をしまして、内容を確認しながら現地を回りまして、当日4件ほどございまして、青木1件、山階2件、南鴨1件を回りまして協議した結果、問題ないということで報告させていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの小委員会のご報告で、何かご意見、ご質問等ありました らよろしくお願いいたします。

(なし の声あり)

議長

特にございませんでしたら、進めさせていただきたいと思います。

それでは、議案審議のほうで、議案第1号 農地法第3条の規定に よる許可申請について事務局のほうから説明、よろしくお願いしま す。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、経営移譲年金受給のため、令和3年2月27日から令和13年2月26日までの10年間の使用貸借権設定となります。なお、今回が2度目の更新となっております。

以上1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全 ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題 がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も設定する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいま事務局から説明ありました議案第1号について、何かご意 見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

はい。どうぞ。

推1番委員 ちょっと教えてください。経営移譲年金受給のためになっとるわな、これ。これはもうずっと耕作変更が来たときに、これは期間というんがいけるんですか。これは10年間、ここへ出とるわな。

議長うん。

推1番委員 ずっとではないんですか。期間でいけるわけですか。

事務局 期間で大丈夫です。10年っていうのは大丈夫です。

議長 よろしいですか。

推1番委員 はい。

議長ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第1号につきまして承認することにご異議 ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第1号を承認 といたしたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第1号1番から4番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として分譲住宅2階建て6棟となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年4月5日、工事 完了が令和5年4月4日となっており、転用の確実性は認められま す。資金計画ですが、土地代、造成費、建築費で合計6,300万円 となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については 1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当いたします。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として車両置場となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年4月1日、工事 完了が令和4年3月1日となっておりますので、転用の確実性は認め られます。資金計画ですが、土地代で合計200万円となっており、 資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米 以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地でありましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として駐車場となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年4月10日、工事完了が令和3年10月31日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計1,300万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明しま

す。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地であり ましたが、12月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を 得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由 として非農家の自己住宅となっておりまして、まず農地の区分と目的 につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年4月1日、工事 完了が令和4年3月1日となっていますので、転用の確実性は認めら れます。資金計画ですが、造成費、建築費で合計3,875万円とな っており、資金証明書を添付しております。転用面積については1, 000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上4件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものでは ないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、 周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしている と考えております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

> ただいま説明がありましたけども、この件につきましてご意見、ご 質問等よろしくお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議 ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないということで、議案第2号は承 認といたしたいと思います。

> 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項 の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお 願いします。

> 農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該 当いたします伊達委員さん一時退席をお願いします。

> > (伊達委員退席)

事務局 議案第3号をご覧ください。

> 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。 土地所有者が、香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右

議長

側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。貸付期間につきましては記載のとおりです。合計といたしまして、21筆1万3,578平米となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項 の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。ま た、農業委員会の承認を得ますと、2月24日より公告縦覧となりま す。

以上です。

議長ありがとうございました。

ただいまの説明で、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願い します。

どうぞ。

9番委員 貸付けが●●さんかな、3番、4番やな。

議長 ●●さんの分やな。

9番委員 これは先月言いよった分か。

議長 そうです。

議長

9番委員 受け手のほうはどんな人かな。●●になっとるけん。

職務代理(3番) 新規就農を言よんじゃな。

9番委員 ●●におって、今度こっちに変わったん。

●●●からこっちに来たときには、ちょっと詳しい住所までは知らない、●●●の●●のほうですかね。●●●に住んどったんですけども、ご案内のとおり、町内の居住をしてなかったらいかんということで、今現在はここにある住所に住んでおるということです。

それで今言う、先月話が出たかちょっと忘れたんですけれども、● さんが従来ずっと認定農業者としてここのトマトを中心とした農業を営んでおったんですけども、ちょっと最近体調を崩したりといろいろありまして、そういうことならこの方にトマトのハウスを貸して、やってもらおうということになったようです。

9番委員 20年もしとるの。

事務局 はい、20年間です。

9番委員 それと16番、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんでええんかな、これはどんな人かいな。 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 。

4番委員 私のところの近所の方で、農業を実際上は経営はしてなかったので、借りてしたいということで始めました。もともとは、●●さんという方が持っておられたんやけど、その方が亡くなって、●●●に住んでおる●●さんという方が相続されて、その方が。それで●●さんからは、実際上●●さんが土地を使わせてもらって、畑をずっとやっておりました。

9番委員 ありがとうございました。

議長 ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第3号、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号、承 認といたしたいと思います。

(伊達委員着席)

議長 それでは続きまして、議案第4号 青年等就農計画認定申請書等に ついてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 青年等就農計画認定申請等に対する意見の決定について。

2経営体より農業経営改善計画認定申請が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

番号1番、●●●●様の青年等就農計画認定書になります。農業経営開始日は令和3年3月1日を予定しており、就農形態は新たに農業経営を開始するようになります。令和7年の目標では、年間農業取得は291万円、年間労働時間は2,400時間となっております。農業経営の規模に関する目標としては、現状はミニトマトの作付面積9アール、生産量3,600キロです。目標として、作付面積は19アールに拡大し、生産量を2万2,800キロとするようになっております。

次ページをご覧ください。

生産方式に関する目標としては、現状は貸借での養液栽培のパイプハウス3棟900平米です。目標では、これに加えて、自己所有の養液栽培のパイプハウス1,000平米、育苗ハウス50平米、動力噴霧器1台、背負い動噴1台、軽トラック1台、草刈り機1台を導入予定です。

また、先ほど審議した議案第3号、番号3番及び4番に記載していたとおり、●の●●●●さんのビニールハウスを借りて農業経営することとなっております。農業経営の構成ですが、現状はご本人の●●様が1人で200日間従事します。目標では●●様が300日間従事し、雇用として常時雇用1名、臨時雇用2名を予定しております。

続きまして、番号2番、●●●●様の青年等就農計画変更認定申請書になります。●●様は、平成30年2月26日に認定新規就農者となり、施設栽培のアスパラの生産に取り組んでこられましたが、このたびハウスをさらに新設する意向もあり、それに伴い就農計画の変更認定申請書が提出されました。

所得や労働時間の現状と目標ですが、年間農業所得は令和2年の現状で0円、労働時間は2,000時間、目標の令和5年で所得250万円、労働時間2,400時間となっております。農業経営の規模に関する目標としては、アスパラガスが現状で作付面積27アール、生産量2,100キロですが、目標では作付面積は52アールに拡大し、生産量を1万400キロとするようになっています。

次ページをご覧ください。

生産方式に関する目標としては、現状はアスパラの栽培温室が17棟2,700平米で、目標では栽培温室が10棟2,500平米新設し、27棟5,200平米となります。また、アスパラ選別機が1台、保冷庫が1台新たに導入されます。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 特にないようでしたら、議案第4号につきまして承認することにご 異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

特に異議がないようですので、議案第4号を承認といたしたいと思 議長 います。ありがとうございました。

> それでは、これで議案のほうは終わったわけですけども、その他に つきまして事務局よりありましたらよろしくお願いします。

事務局より3点、ご報告させていただきます。 事務局長

> 1点目は来月分の農地機構貸借案件について、2点目は農地の賃借 料水準について、3点目は国土調査法に基づく地籍調査結果報告につ いてです。

初めに、来月分の農地機構貸借案件についてお願いします。

【その他3点について事務局より説明】

事務局長 そしたら、すいません。引き続き、来月の予定についてご報告いた します。

> 3月の小委員会は、18日木曜日午前9時から第1会議室で行いま す。当番委員さんは11番山崎委員さん、推進委員さんは8番宮武委 員さんにお願いしたいと思います。

> 定例会は、19日金曜日午前9時から第1会議室で行います。署名 委員さんは、10番伊達委員さん、11番山崎委員さん、12番篠原 委員さんのうちお二人の方にお願いしたいと思います。

> なお、定例会終了後、先ほど会長からお知らせしましたとおり、先 月お話のありました無断転用の件について、事務局で確認した内容に ついてご説明させていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございました。

> これで一旦閉会をさせていただきまして、冒頭にあらかじめ申し上 げたとおり、閉会後、事務局が言われました勉強会をやりたいと思い ます。

> 議案審議は以上でございますが、皆さんのほうから全体を通して何 かございませんか。

> > (なし の声あり)

ないようでしたら、2月の定例会をこれで終了させていただきたい と思います。ご審議ありがとうございました。

事務局

議長